

## 保育所における医療的ケア児の受け入れについて

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨に基づき、令和5年4月から区立保育所及び私立保育所において、医療的ケア児の受け入れを行う。

### 1 受け入れ実施園

看護師の配置や処置スペースなど医療的ケアを実施するための人的・物的な保育環境を整えることが可能な園で実施する。

### 2 対象者

- ・保育の必要性があること
- ・保育の実施時間帯に医療的ケアが必要であること
- ・入所時点で1歳児クラス以上の年齢であること
- ・その他、主治医の診断書・意見書や江東区特別支援児保育所等入所検討委員会において、集団保育が可能であることや保育所で安全に預かることが可能であること等について認められているなど、受入要件を満たしていること

### 3 対象とする医療的ケア

江東区特別支援児保育所等入所検討委員会において、主治医の意見等を踏まえて保育園で対応が可能な医療的ケアを判断する。

【保育園で対応が可能と想定する主な医療的ケア】

- ・喀痰吸引
- ・経管栄養

### 4 受け入れ体制の整備

- ・区立保育所  
医療的ケア児に対応する看護師を配置する。
- ・私立保育所  
医療的ケア児を受け入れる私立保育所に対して、看護師等を配置するための経費等補助を実施する。